

令和 7 年度
閱 覧 設 計 書

工 事 名	川内港整備（起債）工事（荷役機械R7-1工区）
工 事 箇 所	薩摩川内市港町唐浜地内外
河 川 ・ 路 線 名 地 区 名	川内港
工 期	日間 令和9年12月13日 限り

【閲覧設計書内訳】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳（金抜）※	○
工事費内訳書	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問い合わせについては、下記担当係へお願いします。

担 当 係	港湾漁港係
-------	-------

【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。

○鹿児島県 土木部

照合確認

電子閲覧



鹿児島県 北薩地域振興局 建設部 河川港湾課

特記仕様書

工 事 名 川内港整備（起債）工事（荷役機械 R7-1 工区）

工事場所 薩摩川内市港町唐浜地内外

第 1 条 工事概要 既設コンテナクレーン運搬据付工

本工事は、川内港唐浜地区（薩摩川内市）に整備される国際コンテナターミナルにおけるコンテナクレーン整備工事である。コンテナクレーンは、同岸壁（-12m耐震 L=230m）に敷設する走行レール上において荷役作業を行い、岸壁上に設置される逸走防止基礎金物に係留される。なお、整備対象のコンテナクレーンは新規建造を行うのではなく、室蘭港崎守埠頭（北海道室蘭市）より譲渡されたコンテナクレーンを移設し、必要な改修、官庁検査を行ったうえで再使用するものとする。

コンテナクレーン移設元

北海道室蘭市崎守町 室蘭港崎守埠頭 6 号岸壁 崎守コンテナターミナル

コンテナクレーン移設先

鹿児島県薩摩川内市 川内港唐浜地区 岸壁

工事範囲

（１） 移設にかかる設計・構造計算・工場製作	1 式
（２） 移設工事（室蘭港→川内港）	1 式
（３） 改修工事	1 式
（４） 試運転調整	1 式
（５） 官公庁への各種手続き	1 式
（６） 落成検査手数料	1 式
（７） 技術指導	1 式
（８） 承諾用図書、完成図書	1 式

工事範囲外

（１） 室蘭市所有のコンテナクレーン本体の譲渡にかかる費用	1 式
（２） 上記（１）の予備品、付属品の譲渡にかかる費用	1 式
（３） クレーン給電用ヤード側受変電設備工事	1 式
（４） 逸走防止基礎金具・転倒防止装置・エンドストoppa用基礎の箱抜工事	1 式
（５） 逸走防止基礎金具・転倒防止装置・エンドストoppaの埋設工事	1 式
（６） 受変電設備から給電ピットまでの給電用配線配管工事	1 式
（７） 給電ケーブル溝工事	1 式
（８） ヤード側光ケーブル配管工事	1 式
（９） 接地局埋設工事	1 式

- | | |
|----------------|-----|
| (10) 走行レール敷設工事 | 1 式 |
| (11) 走行レール接地工事 | 1 式 |

第2条 準拠図書

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めのない事項については、下記のとおりによるものである。

- (1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定・鹿児島県土木部）令和7年度版
- (2) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部制定・鹿児島県土木部）令和7年度版
- (3) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部制定・鹿児島県土木部）令和7年5月
- (4) その他関係法令規則等

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

第3条 関係法令

当該工事に関する本工事で関係する主な法令等を以下に示す。

- (1) クレーン等安全規則
- (2) クレーン構造規格
- (3) 航空法
- (4) 消防法
- (5) 製造物責任法
- (6) 電気設備技術基準
- (7) 電気用品安全法
- (8) 日本産業規格（JIS）
- (9) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (10) 日本電気工業会規格（JEM）
- (11) 日本電線工業会規格（JCS）
- (12) 港湾の施設の技術上の規準・同解説

第4条 工事内容

(1) 移設にかかる設計・構造計算・工場製作工事

移設にかかる設計・構造計算・工場製作工事移設工事における海上輸送およびその後の改修工事に必要となる設計、構造計算、工場製作品の製作を行う。

1) 運搬用部材製作

運搬用部材は、コンテナクレーンを海上輸送するために設計された仮設構造物で、積載に必要な強度と寸法を有すること。

2) 基礎金物製作

① 岸壁にて使用する以下の基礎金物を製作し、川内港に搬入する。いずれも特別の指定がない限り溶融亜鉛メッキ処理を行うものとする。

- ・ 逸走防止基礎金具 1 式
- ・ ジャッキアッププレート 1 式
- ・ 転倒防止装置金物 1 式
- ・ エンドストッパ 1 式
- ・ 給電ピット接続台、ケーブルドラム及びピットカバー 1 式
- ・ 走行減速・停止リミットスイッチ用検出金物 1 式

② 搬入した基礎金物については、移設工事開始前までに岸壁に埋設されているものとする（当工事所掌範囲外）。搬入については、監督職員と時期を協議の上、適切な時期に行うこと。

（２）移設準備工事（室蘭港）

- 1）輸送に支障となる装置、構造物の一時撤去を行う。
- 2）一時撤去する部品は再使用できるように丁寧に撤去、養生を行う。
- 3）一時撤去の範囲は、復旧工事を容易に行えるよう必要最小限の範囲とする。
- 4）運搬用部材を取り付ける。

（３）移設工事（室蘭港→川内港の海上輸送）

- 1）積込・運搬・据付時に揺動する可能性のあるクレーン設備・機器は、揺動しない様に必要な強度のラッシングを行う。
- 2）コンテナクレーンの積込、運搬、据付を含む海上作業、入出港に必要な許認可を得た後、関係者に周知徹底を図った上で実施する。
- 3）コンテナクレーンの移設時期は**令和 9 年（2027 年）4 月を想定**する。なお、移設元（室蘭港）及び移設先（川内港）における岸壁工事、荷役作業他、荒天の影響など、受注者の責に因らない理由により傭船期間の変更、再傭船が発生した場合は、設計変更の協議対象とする。

（４）復旧工事（川内港）

- 1）運搬用部材を撤去し、撤去痕をグラインダ等で滑らかに処理する。処理後は補修塗装を行う。
- 2）移設準備工事にて一時撤去した構造物を復旧する。

（５）コンテナクレーン改修工事

1）受変電盤・変圧器・給電装置改修

① 高圧盤改修工事

電源の変更に伴って必要となる改修を行う。

② 走行給電ケーブルリール改修

川内港岸壁仕様に合わせて走行給電ケーブルリールの改修を行う。

2) 照明・警報・冷暖房・換気扇改修

- ① 航空法に基づく改修工事
クレーンの移設に伴って必要となる航空法上の規定に基づく改修を行う。
- ② クレーン照明灯 LED 化更
クレーンの各所に備わる照明について、電源の変更に伴う改修を行う。
- ③ 無線機設置
荷役作業に使用する特定小電力型無線機を設置する。
- ④ 冷暖房機更
クレーン運転室の冷暖房設備について、耐用年数を迎えている為交換する。
なお、設置する冷暖房機は全て重耐塩仕様とする。
- ⑤ 換気扇改修
機械室の換気扇について電源の変更に伴う改修を行う。
- ⑥ 制御機器整備
運転室操作台部品交換

3) 巻上装置整備

- ① 巻上ワイヤロープ交換
消耗部品であるワイヤロープを交換する。
- ② 巻上ディスクブレーキ交換
巻上装置のブレーキが耐用年数を迎えている為交換する。
- ③ 傾転装置補修
電動機に腐食が生じている為、補修用部品の製作を行う。

4) 横行装置整備

- ① 横行給電ケーブル交換
トロリに電源と信号を供給する横行給電ケーブルについて、ケーブルの耐用年数を迎えている為交換を行う。
- ② 横行ディスクブレーキ交換
横行装置のブレーキが耐用年数を迎えている為交換する。
- ③ フランジカップリングカバー補修
腐食により脱落の危険があるカバーを交換する。

5) 起伏装置整備

- ① 起伏ワイヤロープ交換
消耗部品であるワイヤロープを交換する。
- ② 起伏ディスクブレーキ交換

起伏装置のブレーキが耐用年数を迎えている為交換する。

③ ブームラッチ用モートルジャッキ補修

駆動用モートルジャッキが腐食しているため交換する。

④ フォアステーガイドシート交換

ブーム上の樹脂製ガイドが割れているため、交換する。

6) 走行装置整備

① レールクランプ油圧ユニット補修

② 走行ギヤドモータ交換

1カ所油漏れが生じている走行ギヤドモータがあるため、1カ所を交換する。
また、既設の防雪カバーを撤去する。

③ センサ・リミットスイッチ交換

走行装置に搭載されているセンサを交換する。走行減速・停止リミットスイッチには、川内港岸壁仕様に合わせた配置に変更する。

7) 吊具関係整備

① スプレッタオーバーホール

スプレッタ 2 台を工場返送のうえ、分解整備を行う。

スプレッタ搭載台車（牽引式）を 1 台製作する。

② スプレッタ給電ケーブル交換

ヘッドブロック及びスプレッタに電源と信号を供給するケーブルについて、耐用年数を迎えている為交換する。

8) 監視・計測装置等更

- ① モニタリング装置更モニタリング装置の OS（オペレーティングシステム）はサポートが終了している為、現行のシステムに更 する。また、保証期間中の遠隔モニタリング可能となるよう、機能を付与する。

9) エレベータ整備

- ① 電源の変更に対応させるための改修を行い、消耗部品を交換する。

10) 修理用クレーン整備

① ワイヤロープ交換

修理用クレーン（天井クレーン）と巻上機について、消耗部品であるワイヤロープを交換する。なお、巻上機は周波数変更の影響により定格が 50 k g 減の 200kg となるため、必要な表示の変更も行う。

11) 付属品整備

小型空気圧縮機交換機械室内に設置されている既設小型空気圧縮機を、電源の変更に伴い交換する。

12) 塗装等

① 移設改修作業に伴って発生した塗装の補修

移設改修作業に伴って発生した塗装の損傷箇所については、水素放出、中和処理、凹凸部のグラインダ仕上げ等の処理後、塗装面の塗装仕様にしたがって2次素地調整から実施する。

移設改修作業に伴って発生した溶融亜鉛メッキ部の補修塗装は、ワイヤブラシにて入念に素地調整を行ったのち、厚膜型有機ジンクリッチペイントを1回塗布する。

移設改修作業に伴って発生した機械設備および電気設備の補修塗装は、各設備機器に適合した補修塗装仕様とする。

② 塗装色

塗装色は当該コンテナクレーン建造時の塗装色配置に従うものとする。

③ マーク・番号の記入

下記のマーク、番号等をそれぞれの位置に記入する。

発注者マーク	機械室2面
クレーン番号	機械室2面
ロゴマーク (PORT OF SENDAI)	ブーム上2面

13) 銘板・表示

移設改修作業にあたり、クレーン構造規格およびクレーン等安全規則に定める銘板・表示等に破損・記載内容の変更が生じる場合は、対象となる銘板・表示の交換を行う。

(7) 試運転調整

1) 移設及び改修工事完了後、クレーン完成検査受験のための各種試験を行う。

試験荷重は発注者より提供するものとするが、試験荷重の調整は受注者にて行うものとする。

(8) 官公庁への手続き

- 1) 受注者は、工事の施工に必要な官公庁への手続きを遅滞なく行わなければならない。また、本工事に伴い発注者が行う官公庁への諸申請に必要な書類を作成しなければならない。
- 2) 完成検査にかかる手数料は、工事費用に含まれるものとする。

(9) 技術指導

- 1) 保守管理者および運転者に対して機器の取り扱い、運転操作等について技術指導を日本語で行う。

(10) 保証

- 1) 当該工事で手を加えた箇所以外は保証対象外とする。施工上または材料不良等に起因して生じた事故に対しては受注者の責任において無償修理を行う。ただし、補償期間内に受注者以外の者によって手が加えられた場合を除く
- 2) 本工事の過程において、本仕様に含まれない要修繕箇所が確認された場合は、発注者と受注者間にて協議を行い、別途有償にて対応を行うものとする。
- 3) 保証期間は引渡しの日より 1 年間とする。

(11) その他

- 1) 移設準備工事（室蘭港）は、ガントリークレーンの所有権移転後（室蘭市→鹿児島県），着手すること。
なお，所有権移転の時期は令和 9 年 1 月を予定している。
- 2) 受注者は所有権移転後の工事期間においてコンテナクレーンの保安を行うこと。
- 3) 室蘭港における具体的な保安方法等については監督職員と協議の上，決定する。

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	契約工期	・契約工期は、契約日～令和9年12月13日	共通仕様書 11-7-1-17	11-74	○
		・翌年度への繰越予定（〇〇日延長予定）⇒令和〇年〇〇月〇〇日予定			—
	余裕期間	・余裕期間設定契制度の対象工事	共通仕様書 11-7-1-26	11-77	—
		〇〇日，〇月〇日まで			
	週休2日（試行）	・「週休2日」試行工事	共通仕様書 11-7-2-8	11-81	—
	概算数量発注	・概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書 11-7-1-14	11-73	—
		設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与 設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与			
	契約保証金	・契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	—	○
	前払金	・前払金を40%の範囲内で支払うことができる。 ・中間前払金を請求することができる。	契約書 第35条	—	○
		・ここでいう対象金額は、各年度の請負代金支払限度額とする。各年度の請負代金支払限度額は、下記に示す範囲を目安として、発注者と協議の上、別途契約するものとする。 令和7年度 全体請負金額の概ね 7% 令和8年度 全体請負金額の概ね 33% 令和9年度 全体請負金額の概ね 60%			
	部分払い	・部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	—	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	○
	品質証明	・予定価格1億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	—
	監理技術者等の途中交代	・技術者の途中交代	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・請負金額4,500万円以上の工事	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の兼務	・請負金額1億円未満（建築工事2億円未満）など	土木請負工事必携		—
					—
	現場代理人常駐	・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	土木請負工事必携		○
	現場代理人兼任（試行）	・現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、それぞれの工事請負金額45,000千円未満など	土木請負工事必携		—
	法定外の労災保険付与	・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	—
	中間検査	・本工事は、中間検査を実施する工事（当初設計金額3,000万円以上）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-15	3-5 11-72	○
		・本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など） （令和6年7月24日通知 参照）			—
	施工体制台帳 施工体系図	・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10 11-7-1-7,8	1-8 11-70	○
	熱中症対策	・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-71	—
	時間的制約を受ける工事	・時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-13	11-72	
		①工事全体で制約			
		②現道上の工種で制約			
		③積算しない			○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	施工箇所所在	・ 施工箇所が点在する工事の積算方法 「〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区」 一般管理費等の算出率は「〇〇地区」で設定	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	—
	現場環境改善 (イメージアップ)	・ 現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-72	—
	CCUS	・ 建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-9	11-71	—
	地域外労働者確保 (地域外経費)	・ 労働者確保に要する間接費の設計変更の運用マニュアル 離島の工事	共通仕様書 11-7-1-27	11-78	—
		・ 離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (1) 三島村（全域），十島村（全域），獅子島，口永良部島， 加計呂麻島，与路島，請島の工事	特記事項	—	—
		・ 離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (2) 上記(1)以外の離島の工事	特記事項	—	—
	国土調査の基準点	・ 国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-79	○
	電子納品	・ 電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○
	県産資材の優先使用	・ 県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-5	11-69	—
	下請工事管内優先活用	・ 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-6	11-70	—
	快適トイレ	・ 建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-10	11-71	—
	三者技術調整会	・ 本工事は，三者技術調整会を開催する工事 ・ 本工事は，三者技術調整会を開催を予定していない工事	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	— —
	危機事象時緊急連絡先	・ 土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名： 北薩地域振興局建設部河川港湾課 緊急連絡先： 0996-25-5652	特記事項	—	○
	不当介入	・ 不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2,3	11-69	○
	環境改善 (工事編)	・ 「環境改善実施要領（工事編）」により，工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31	○
工程関係	河川区域制約	・ 令和〇年〇月〇日までは，出水期であるため着手できない。	特記事項	—	—
	占用物件など	・ 令和〇年〇月〇日までに，N T T 電柱移設が完了予定である。	特記事項	—	—
	部分引き渡し	・ 令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇部分を引渡しを行う。	特記事項	—	—
	作業不能日数	・ 本工事の工期は，波浪等により作業不能日数を〇〇日見込む。	特記事項	—	—
	他工区との調整	・ 当該工事で製作する基礎金物は，本工事契約後に発注する他の工事により川内唐浜地区に設置される。川内港への搬入時期については，発注者と協議の上決定すること	特記事項	—	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
用地関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和〇年〇〇月までに移転完了予定である。				特記事項	－	－
	工作物	・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。				特記事項	－	－
	仮設ヤード	・本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難い場合は、別途協議する。 (１)場 所： (２)期 間： (３)復旧条件：				特記事項	－	－
公害関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型バイプロハンマによる打込み、電動式バイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。				特記事項	－	－
	水替・流入防止対策	・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難い場合は、別途協議する。				特記事項	－	－
工事関係	I C T活用工事	・発注者指定型（土工）10,000m3以上				試行要領	－	
		・受注者希望型（土工）						
		・受注者希望型（作業土工（床掘））						
		・受注者希望型（土工（1,000m3未満））						
		・受注者希望型（小規模土工）						
		・受注者希望型（法面工）						
		・受注者希望型（舗装工）						
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））						
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）						
		・受注者希望型（地盤改良工）						
		・受注者希望型（河川浚渫工）						
		・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））						
		・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））						
		・受注者希望型（基礎工）						
		・受注者希望型（擁壁工）						
		・受注者希望型（コンクリート堰堤工）						
	コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。				特記事項	－	－
		呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径			
		使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他			
	スランプ	・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について				共通仕様書 11-7-2-9	11-81	－
	シラスコンクリート2次製品	・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）				共通仕様書 11-7-2-6	11-80	－

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	交通誘導警備員	・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	—
	工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道　〇〇〇線⇒市道〇〇線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。	特記事項	—	—
		・〇道〇〇号は、〇〇市との協議の結果、〇〇 t 以上の工事車両は通行してはならない。	特記事項	—	—
		・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日〇〇回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。	特記事項	—	—
	仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W＝　　m、延長L＝　　mで計画している。これにより難い場合は、別途協議するものとする。	特記事項	—	—
	工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」	特記事項	—	—
		・「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」追加看板			—
	仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。	共通仕様書 11-7-1-25	11-77	—
		・本工事で設置した足場は、引き続き発注される〇〇工事（令和3年〇月発注予定）及び〇〇〇工事（令和3年〇月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。			—
	ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について (対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。)	共通仕様書 11-7-2-3	11-79	—
	過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について	共通仕様書 11-7-2-2	11-79	○
建設副産物	クレーン類の賃料	・ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9 t 吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4.9 t 吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。	特記事項	—	—
	遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事	共通仕様書 11-7-1-14	11-72	○
	鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について	共通仕様書 11-7-2-7	11-81	—
	建設発生土の処理	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受 入 れ 場 所： 〇〇市〇〇町〇〇地内 処 分 場 名： 〇〇〇〇〇〇処分場 運 搬 距 離： 〇 k m そ の 他：	共通仕様書 11-7-1-22	11-76	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容			出典	頁	該当項目	
建設リサイクル法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）		共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—	
	①分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	鹿児島県 における 再生資材 活用工事 実施要領 （土木） の運用	—		
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用					
	③基礎工事	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用					
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用					
	⑤本体付属物	本体付属物の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用					
	※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地			
	②再資源化等をする施設の名称及び所在地							
	再生資源の利用	資材名		規 格	備 考 （使用箇所）	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—
		再生加熱アスファルト混合物		A s 量 ▲%密粒再生				
		再生切込砕石（かごしま認定リサイクル製品）		RC-40(30)				
	建設発生土の利用	・〇〇に使用する土は〇〇工事の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-22	11-76	—
	建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—
①指定副産物	コンクリート							
	アスファルト							
	木くず							
②一般廃棄物	刈草・選定枝葉							
建設汚泥の再生利用	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—	
①処理概要								
②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-21	11-75		
	品質基準	コーン指数						
	生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）						
		特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）						

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目		
	建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—		
	②受入時間							共通仕様書 11-7-1-24	11-77	—
		〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 エコパークかごしま：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分								
		③その他 仮置き等必要条件								
	舗装切断作業時に発生する排水の処理	舗装切断作業時に発生する排水の処理について				共通仕様書 11-7-1-24	11-77	—		
	根株、伐採木等の利用 発生工事	保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内				共通仕様書 11-7-1-23	11-76	—		
	利用工事	・〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。						—		
その他	関係機関との協議	・本工事における、下記工種については、〇〇〇と近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。				共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-80	—		
	施工体制点業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。				共通仕様書 11-7-2-4	11-80	—		
	路上工事の縮減	・路上工事縮減に関する行動計画				特記事項	—	—		
		①お盆								
		②年末年始								
		③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）								
	漁協権者との調整	・工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。				特記事項	—	—		
工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。				共通仕様書 1-1-1-18	1-12	—			
	現場発生品名		引渡場所				—			
支給材料及び貸与品	・本工事における支給品は、下記のとおりとする。				共通仕様書 1-1-1-17	1-11	—			
	支給品名	規格	数量・単位	支給場所			—			
部分使用	・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第34条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。 （１）部分使用範囲：別添図のとおり （２）目的： （３）部分使用期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日				契約書 第34条	—	—			